

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）〔概要〕

○ これまでの森林税の取組

- ▶ 平成20年度からの15年間で防災・減災のための里山の間伐34,000ha余を実施。
（第3期末（R4年度末）には約1,500haが残る見込み）
- ▶ 里山整備利用地域が100地域を超えるなど、地域住民が森林を管理・利用する仕組みが県内各地で進展
- ▶ 第3期から用途を拡大し以下の取組を実施
 - ・ 県民生活に密着したライフライン沿いの危険木処理や河畔林整備
 - ・ 多様なニーズに応える森林利活用として、やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の森林景観整備 など

○ 森林を巡る現状と課題、今後の方向性

- ▶ 2050年までのカーボンニュートラル実現のために、二酸化炭素を吸収する森林の役割は大変重要。また、森林整備を進め、生産される木材を適切に利用することが、森林の二酸化炭素吸収量の確保を図る上で、併せて求められている。
- ▶ 本県の民有林人工林は約8割が50年生を超え、育てる時代から利用の時代を迎えており、利用可能な森林資源を次の世代に引き継ぐことに加え、森林吸収量を将来にわたって確保していくため、再造林を進めて成長の旺盛な若い森林へと更新していくことが必要
- ▶ 地方回帰の動きや生活様式の変化などに伴う多様な働き方の増加も考慮した林業人材の確保育成や、身近な森林や緑に広く親しむことができる里山づくり、まちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが求められている。
- ▶ 以上の状況を踏まえ、森林づくり県民税を継続した場合、次の観点から進めるべき取組を整理

1 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- ・ 2050ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林を若い森林に更新する再造林を加速化（植林と初期保育に必要な経費を全額補助）
- ・ 防災・減災のために整備が必要な里山の間伐について、引き続きその整備を支援

2 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- ・ 地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや整備等を支援
- ・ 多くの方が利用する施設等について木造・木質化を推進
- ・ 学校林や「信州やまほいく認定園」におけるフィールド整備を支援
- ・ まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進

3 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

- ・企業との連携による森林整備や、健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業に取り組む団体等の支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成など森林の多面的な利活用を支援
- ・森林・林業に関わる人材の裾野拡大や、他産業との兼業など多様な林業の担い手の確保・育成を支援

4 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

第3期まで実施していた市町村毎の定額配分による森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編し、メニュー化して支援（支援内容：ライフライン等保全対策、河川沿いの支障木等伐採、観光地の景観や緩衝帯の整備、病虫害被害対策）

○ 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理

- 森林環境譲与税は、令和元年度から国から市町村へ譲与が開始。市町村では、法律に基づき森林整備など地域の実情を踏まえた施策に活用
- 森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町村がそれぞれの役割に応じ、また、適切に連携しながら施策を推進することが重要。森林税の検討にあたり、両税の活用施策に係る基本的な視点を次のとおり整理

森林税（県）	森林環境譲与税（市町村）
<ul style="list-style-type: none">・全県または広域で政策的、モデル的に推進する施策・県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策・森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策	<p>（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策であって）</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村の個別課題に対応した施策・森林整備の促進を主眼とする施策

※上記の記載については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするため整理したものであり、森林環境譲与税の用途については「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に規定されている

○ 今後の森林税のあり方

- 森林に関する取組の緊急性や重要性、森林環境譲与税など他財源との整理、「みんなで支える森林づくり県民会議」におけるご意見などを考慮し、森林税については継続することとし、上記事業を実施した場合の必要額等について精査・検討の上、本基本方針案では以下のとおりとすることが適当と整理

【課税期間】 令和5年4月1日から5年間

【税額】 個人県民税：年額500円、法人県民税：均等割額の5%
(県民税均等割の超過課税方式)

長野県森林づくり県民税の概要（案）

◎ これまでの森林税の取組、本県の森林に関する課題と取組の方向性

これまでの森林税の取組

○平成20年度からの15年間で防災・減災のための里山の間伐等、約34,000ha余を実施（約1,500haが未着手）

○地域住民が森林を管理・利用する仕組みである地域主体の里山整備利用地域が県内で100地域を超えた。

○第3期から用途を拡大し下記の取組を実施

- ・県民生活に密着したライフライン沿いの危険木処理や河畔林整備
- ・多様なニーズに応える森林利活用として、やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の森林景観整備の実施

本県の森林に関する課題と取組の方向性

○森林資源は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全等の機能に加え、CO2吸収量の維持・増加により、2050年までのカーボンニュートラル実現のために重要な役割を果たす。

○本県の民有林人工林の約8割が50年生を超え、育てるから利用の時代を迎える中、森林機能の維持には、主伐・再造林を進め若い森林へ更新することが急務

○また、多様な働き方の増加も考慮した林業人材の確保・育成や、身近な森林や緑に広く親しむことができる里山づくり、まちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが重要

◎ 次期森林税を活用した取組（案）

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

(単位：億円)

新	1 再造林の加速化	11.3
	2 防災・減災のための里山整備	4.3
	計	15.6

II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

新	3 県民が広く親しめる里山づくり	2.8
	4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	2.0
	5 やまほいくフィールドや学校林の整備等	0.6
	6 まちなかの緑・街路樹の整備	1.4
	計	6.8

III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

新	7 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援	1.6
新	8 多様な林業の担い手の確保・育成	1.0
	計	2.6

IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

	9 ライフライン等保全対策	2.0
	10 河川沿いの支障木等伐採	2.0
	11 観光地の景観や緩衝帯の整備	2.0
	12 病虫害被害対策	3.0
	計	9.0

V 普及啓発、評価・検証

	13 森林税の普及啓発、事業の評価・検証	0.4
--	----------------------	-----

総計 34.4

第3期との主な相違点

○今後の森林整備等の重要性に鑑み追加

- ・森林資源の有効活用と更新のための再造林の加速化
- ・県民が広く利用できるように里山の仕組みづくり
- ・森林の多面的利活用や多様な林業の担い手の確保支援

○これまでの取組の達成状況等を考慮し見直し（県事業）

- ・河畔林の整備（県事業）
- ・道路への倒木防止
- ・自然教育・野外教育の推進

○森林環境譲与税との関係等を整理して見直し（補助事業）

- ・森林づくり推進支援金（定額配分を見直し地域において必要度の高い事業をメニュー化）
- ・県産材による公共サインの整備
- ・薪によるエネルギーの地消地産の推進

◎ 期間 令和5～9年度 5年間

◎ 税額

個人 年額500円
法人 均等割の5%相当